

地域密着型療養通所介護の指定の審査について

1 地域密着型療養通所介護の基本方針

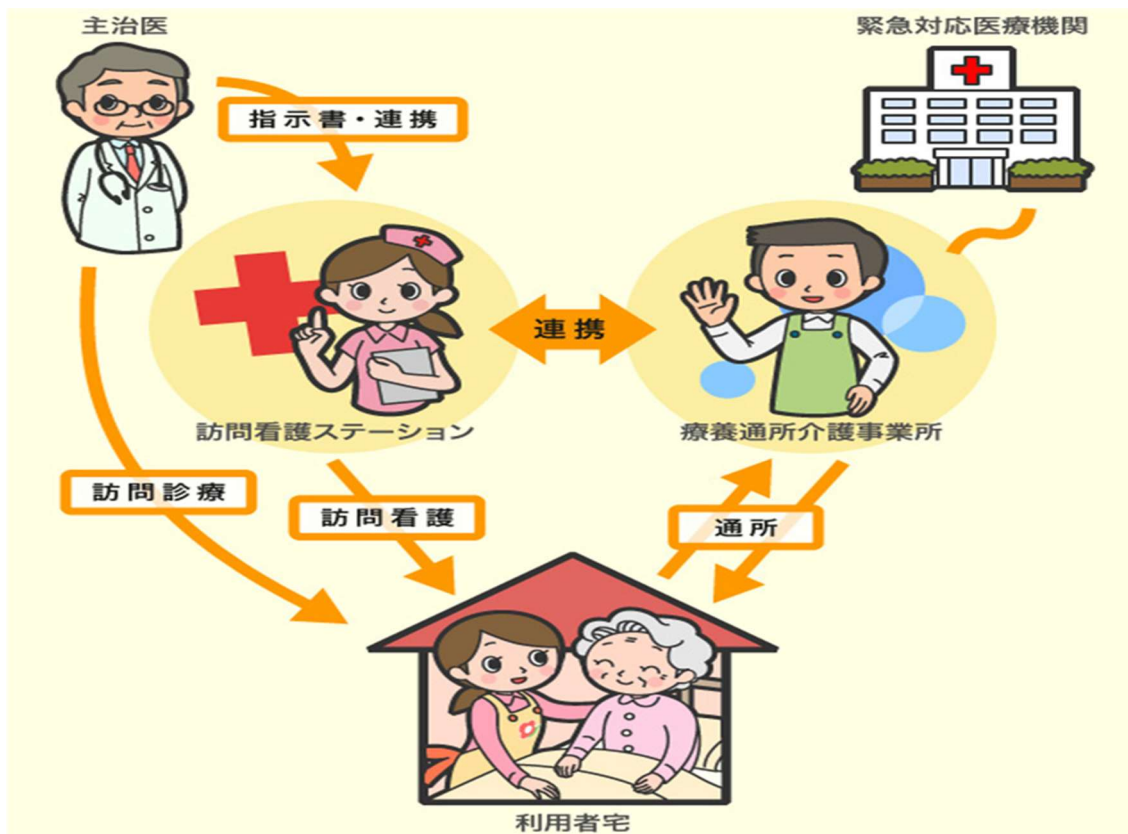
地域密着型療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消や心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることなどを目的として実施します。

難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要な方が利用対象になり、事業者は利用者の自宅から施設までの送迎も行います。

2 今回申請のある事業者

法人情報	名称：株式会社創謙 住所：兵庫県芦屋市東芦屋町15番17号
事業所情報	名称：ナーシングデイ・創謙 住所：兵庫県芦屋市大原町2-6 ラ・モール芦屋101号室

<サービスイメージ>



イメージ図出典：厚生労働省 HP [どんなサービスがあるの？療養通所介護](https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/publish/group9.html)
<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/publish/group9.html>

4 指定基準の主なもの

人員基準		管理者、看護職員又は介護職員が適切に配置されているか
指定基準		ナーシングデイ・創謙
管理者	<ul style="list-style-type: none"> 常勤専従（管理上支障がなければ、事業所の他の職務に従事できる）かつ看護師 訪問看護の経験必須 	<ul style="list-style-type: none"> 1名配置（常勤）
看護職員又は介護職員	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の数が1.5に対し、提供時間を通じて1以上 うち1人は、常勤の看護師かつ専従 	左記を満たすことを確認

設備基準		必要な設備・備品が備えられているか
指定基準		ナーシングデイ・創謙
専用の部屋	面積は6.4㎡×利用定員以上か	19.4㎡（定員3名分合計）
消火設備	消火器や自動火災報知設備など消防法に規定された設備が整っているか	左記を満たすことを確認

運営基準		<ul style="list-style-type: none"> 運営規程に記載している内容は適切か 苦情を処理するための措置は適正か 等
指定基準		ナーシングデイ・創謙
利用定員	18名以下	3名定員
運営規程	運営規程に記載している内容は適切か（以下内容抜粋） <ul style="list-style-type: none"> 営業日及び営業時間 利用料及びその他の費用の額 非常災害対策 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者負担額を明確に記載している 緊急時の対応方法や非常災害対策について、速やかに対応できる体制が整備されている
苦情処理	対応窓口・担当者を定め、円滑かつ迅速に処理を行う体制が整っているか	苦情対応マニュアルを定め、再発防止に努める体制であることを確認

※運営基準に関しては、通所介護の規定に準ずるものに加えて、緊急時対応医療機関、安全・サービス提供管理委員会など独自の基準があります

ナーシングデイ・創謙

サービスのご紹介

ナーシングデイ・創謙は、神経難病やがん末期、脳梗塞後遺症、認知症の診断を受けた方、医療依存度が高く、常に看護師による観察や医療的ケアが必要な方を対象とした療養通所介護サービス(医療型デイサービス)です。



ナーシングデイ・創謙のサービスの概要

営業日	: 月曜日～金曜日 (土日休)
営業時間	: 9時～17時30分
サービス提供時間	: 9時30分～16時30分 (送迎の時間含む)
定員	: 3名
送迎	: 有
職員体制	: 管理者1名、職員6名 (看護師5名、理学療法士1名)
サービス内容	: 医療的ケア (点滴、褥瘡処置、経管栄養カテーテル・留置カテーテル・気管カニューレ管理、吸引等)、入浴介助、食事提供介助、リクリエーション、リハビリテーション
サービスの特徴	: 自宅に伺っている訪問看護師がサービス提供するので自宅と統一した医療的ケア・看護ケアが行えます。理学療法士がリハビリテーションを実施します。

【指定申請に至った経緯】

私が35年前に訪問看護ステーションで働いていた時、高齢になって病院に入院するのはストレスで可能な限り自宅で過ごしたいとおっしゃる方は多かったです。様々な病気や体の衰えを抱えながら人生の終焉に向かって家で過ごすのは難しくなる中で看護師としてどのようなサポートができるだろうか突き詰めたいと考えるようになりました。ホスピス病棟で働いたのちイギリスの緩和ケアの修士課程で勉強し緩和ケア認定看護師教育課程の教員として働いた後に、2014年に訪問看護ステーションを立ち上げました。

訪問した利用者の中には胃ろうや吸引、気管カニューレ管理、中心静脈栄養等の医療処置を要する方もいらっしゃり、家族はその管理や処置に追われることも多く、家族の社会生活に大きな影響を与えていると感じてきました。例えば、神経難病の病状が進み気管切開と胃ろう造設をした利用者が家で過ごしたときに、唯一の介護者は30台の息子でうつを患っており、四六時中吸引や経管栄養で付いていないといけなく、仕事も辞めて利用者の年金で節約しながら暮らし経済的にも精神的にも追い込まれていった様子を見てきました。訪問看護で伺ったときにそれぞれの介護者がその経済的状況や社会生活とのバランスを取りながら医療的ケアをその人に合わせてアレンジしておりその方法を療養通所介護でも継続して一貫した方法で行うことにより利用者に負担なく合併症も予防しながら管理できるのではないかと、また、家族にとってのレスパイトとなるのではと考え療養通所介護を開設したいと考えるようになりました。今現在も癌末期によりせん妄等の症状が出始めている方のご家族から「日中少しでも自分の時間を持つことで乗り越えられる気がするので4月を楽しみにしています」とのお声をいただいています。

【今後の展望】

芦屋市で初めての療養通所介護とのことで、まだこれからどのように利用していただくのか模索が続くと思います。今現在看護師6名、理学療法士4名、作業療法士1名が在籍していますが、それぞれ在宅でのがん末期、神経難病等の医療依存度が高い利用者のケアの経験を積んできました。今年4月から特定行為研修を受講する看護師が、今後研修修了後に褥瘡デブリートメントや気管カニューレ交換等の今まで医師の医行為とされたいくつかの行為も担えるようになり、より高度な医療的ケアを提供できることが期待できます。多くの方に利用していただけるよう、実績を積み重ね、介護支援専門員の方々に安心して利用していただけるよう努め、自宅で住み続けることのサポートとなるサービスとなるよう精進していきたいと思っています。

文責 林直子

地域密着型サービス事業所の事業譲渡に係る 指定申請について

令和7年4月1日から令和8年3月1日に指定した事業所は2事業所です。

(1) 申請事業所数

	小規模多機能型居宅介護	<u>認知症対応型共同生活介護</u>	認知症対応型通所介護	地域密着型特定施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	<u>地域密着型通所介護</u>	夜間対応型訪問介護	看護小規模多機能型居宅介護
事業所数	0	<u>1</u>	0	0	0	0	<u>1</u>	0	0

(2) 申請事業所

指定日	事業所名	法人名	事業所所在地
R7.6.1	宝塚医療大学附属介護ステーション 芦屋	学校法人平成医療学園	芦屋市海洋町12-3
R7.10.1	グループホーム マイホーム芦屋	医療法人社団清和会	芦屋市陽光町8番30号

※事業所の指定に係る記載事項については、次ページ添付の付表（一部抜粋）のとおり

付表第二号(三) 地域密着型通所介護(療養通所介護)事業所の指定等に係る記載事項

事業所	法人番号	120005007757							
	フリガナ	タカラヅカイリョウダイガクフゾクカイゴステーションアジア							
	名称	宝塚医療大学附属介護ステーション 芦屋							
	所在地	(郵便番号 659 - 0035) 兵庫県 芦屋 市 区 町 村 ザ・レジデンス芦屋スイート(アクア・テラス棟1階)						〒 12-3 海洋町	
	連絡先	電話番号 0797-35-1002 (内線)	FAX番号 0797-35-1002						
管理者	フリガナ								
	氏名								
	生年月日								
	当該事業所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)	生活相談員							
他の事業所、施設等の職務との兼務(兼務の場合のみ記入)	兼務先の名称、所在地						事業所番号		
	兼務先のサービス種別、兼務する職種及び勤務時間等								
共生型サービスの該当有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無									
○設備に関する基準の確認に必要な事項									
食堂及び機能訓練室の合計面積		65.9 m ²		> 3x(0 m ² 利用定員(同時利用)		10 人			
サービス提供単位 1	○人員に関する基準の確認に必要な事項								
	従業者の職種・員数	生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
		常勤(人)	1					2	
	非常勤(人)	1				5	1		
	○設備に関する基準の確認に必要な事項								
	営業日(該当に○)	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日
		○	○	○	○	○	○		○
	営業時間	その他(年末年始休日等)							
		曜日ごとに異なる場合記入	平日	8 : 30		~		17 : 30	
土曜日					~				
日曜日・祝日			~						
サービス提供時間		9 : 00		~		12 : 00			
利用定員		10 人							
サービス提供単位 2	○人員に関する基準の確認に必要な事項								
	従業者の職種・員数	生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
		常勤(人)	1					2	
	非常勤(人)	1				5	1		
	○設備に関する基準の確認に必要な事項								
	営業日(該当に○)	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日
		○	○	○	○	○	○		○
	営業時間	その他(年末年始休日等)							
		曜日ごとに異なる場合記入	平日	8 : 30		~		17 : 30	
土曜日					~				
日曜日・祝日			~						
サービス提供時間		13 : 30		~		16 : 30			
利用定員		10 人							
サービス提供単位 3	○人員に関する基準の確認に必要な事項								
	従業者の職種・員数	生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
		常勤(人)							
	非常勤(人)								
	○設備に関する基準の確認に必要な事項								
	営業日(該当に○)	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日
	営業時間	その他(年末年始休日等)							
		曜日ごとに異なる場合記入	平日			~			
土曜日					~				
日曜日・祝日			~						
サービス提供時間				~					
利用定員				人					
添付書類		別添のとおり							

付表第二号(七) 認知症対応型共同生活介護事業所・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の指定等に係る記載事項

事業所	法人番号	8140005016177								
	フリガナ	グループホーム マイホームアシヤ								
	名称	グループホーム マイホーム 芦屋								
	所在地	(郵便番号 659 - 0034) 兵庫 都 道 府 県 芦屋市陽光 市 区 村 8番30号								
	連絡先	電話番号	0797-38-8861 (内線)	FAX 番号	0797-38-8865					
	E-mail	現在未取得のため、取得でき次第速やかにご連絡申し上げます。 myhome-ashiya@sasao.or.jp								
管理者	フリガナ									
	氏名									
	生年月日									
	当該事業所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)	介護従業者								
他の事業所、施設等の職務との兼務(兼務の場合のみ記入)	兼務先の名称、所在地		事業所番号							
	兼務先のサービス種別、兼務する職種及び勤務時間等									
本体施設の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本体施設名称		事業所番号						
協力医療機関	名称	医療法人社団清和会 笹生病院	主な診療科名	外科、内科、心臓血管外科、整形外科、脳神経外科						
	名称		主な診療科名							
○人員に関する基準の確認に必要な事項										
共同生活住居数	18	戸								
従業者の職種・員数			① 介護従業者		② 介護従業者		③ 介護従業者		計画作成担当者	
			専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
	常勤(人)		3	2	3	2				
	非常勤(人)		5		2					
	常勤換算後の人数(人)		6		5					
利用者数(推定数を記入)	合計	18	人	9	人	9	人		人	
	利用定員	9 人		9 人		9 人		9 人		
○設備に関する基準の確認に必要な事項										
建物の構造	<input checked="" type="checkbox"/> 耐火建築物		<input type="checkbox"/> 準耐火建築物		<input type="checkbox"/> その他					
添付書類	別添のとおり									

- 備考
- 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は次頁の記入欄不足時の書類を添付してください。
 - 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。
 - 3 「協力歯科医療機関」がある場合は、「協力医療機関」欄に併せて記載してください。

9/11
Y-14

令和8年度地域密着型サービス事業所の指定スケジュール 及び今後の指定に係る取扱いについて

1 地域密着型サービスの新規指定スケジュール

地域密着型サービスの指定にあたって、介護保険法第78条の2第7項の規定に基づき、芦屋市地域密着型サービス運営委員会での意見聴取を経て指定するものについて、本委員会の令和8年度におけるその取扱いを次のとおり提案します。

【令和8年度スケジュール】

申請書類提出締切日	本委員会の開催月（予定）	事業所指定日
令和8年6月5日（金）	令和8年7月	令和8年8月～令和8年11月
令和8年10月2日（金）	令和8年11月	令和8年12月～令和9年3月
令和9年1月15日（金）	令和9年2月～3月	令和9年4月～令和9年7月

※本委員会の開催日については、別途定める

※申請書類提出締切日までに申請がなかった場合で、別の議題・議案がないときは、対象となる本委員会は開催しない

2 事業譲渡や吸収合併等に伴う新規指定の取扱い

近年、介護事業所（地域密着型サービス事業所）において、事業譲渡や吸収合併に伴う新規指定の件数が増加傾向にあり、そのうちの多くは、サービス内容等に実質的な変更がない事業継承である。そのような事業所を新規開設の事業所と同様（1 地域密着型サービスの新規指定スケジュール）の取扱いとすると、随時指定を受けることができず、事業を一時的に休止しなければならない等、現利用者のサービス継続に影響が出ることが想定されることから、一定の条件を満たす場合については、随時指定し、年度最終の委員会に報告の上、意見聴取を行うこととする。

■随時指定の対象となるケース（以下の条件をいずれも満たす場合）

- ・事業譲渡や吸収合併に伴う新規指定
- ・譲受法人による事業が、既存の事業所のサービス内容、定員、従事者、設備等に実質的な変更がないと市が認める場合

※指定後の運営指導は上記1, 2の場合のいずれも当年度もしくは翌年度に実施することとする

以 上

令和7年度地域密着型サービス（介護予防を含む）の 運営指導結果等について

1 運営指導を行った法人数

8法人（令和6年度：5法人）

（別掲）運営指導を行ったサービスごとの内訳（計17件）

サービスの種類	件数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1
地域密着型通所介護	5
認知症対応型通所介護（共用型を含む）	0
小規模多機能型居宅介護	2
認知症対応型共同生活介護	2
地域密着型特定施設入居者生活介護	2
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1
介護予防認知症対応型通所介護（共用型を含む）	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	2
介護予防認知症対応型共同生活介護	2
合計	17

2 運営指導における指摘事項の概要（令和7年度）

〈文書指摘〉

運営指導の結果、法令・基準・通知等で規定した事項に違反していることが確認された内容は以下のとおりです。

文書指摘を行った内容は、是正又は改善を求めるため、事業者から「改善報告書」を提出させ、その改善状況を確認しています。

〈人員に関する基準〉

- ・生活相談員の人員配置について、サービスの提供日ごとに生活相談員がサービス提供時間内に勤務している時間数の合計をサービス提供時間数で除して得た数が1以上確保すべきところ、必要な時間数を確保できていない日があった。
- ・資格者証として介護福祉士国家試験合格証のみが保管されている事例があった。
- ・看護師が未配置である日があった。
- ・常勤1名の看護職員を要するところ、過去2か月間、常勤の看護職員が未配置だった。

〈運営に関する基準〉

- ・職場内のハラスメントに対して、事業主の方針の明確化や周知・啓発が行われていなかった。
- ・非常災害に関する具体的計画（消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画）が策定されていなかった。
- ・避難、救出その他必要な訓練について、避難訓練のみ実施しており、年に2回以上必要な消火訓練が実施されていなかった。
- ・雇用契約書の契約期間未更新や、雇用契約書が運営指導当日に確認できなかった。
- ・居宅サービス計画への同意の署名の日付が、サービス提供の開始日以降になっていた。
- ・サービス担当者会議等において利用者の家族の個人情報を用いる場合に、当該家族から文書により同意を得ていなかった。
- ・運営推進会議が開催されていなかった。
- ・運営規程に、虐待の防止のための措置に関する事項について定めていなかった。

〈介護給付費の算定及び取扱い〉

- ・実際にサービス提供されている時間区分とは異なる時間区分で算定している事例があった。
- ・科学的介護推進体制加算が定められた提出頻度で厚生労働省へ提出されていなかった。
- ・常勤看護師が退職後、未配置の期間も入居継続支援加算Ⅱ、夜間看護体制加算Ⅰを請求していた。

〈口頭指摘〉

運営指導の結果、法令・基準・通知等で規定した事項に違反しているが、その程度が軽微である場合、またはその違反について文書指摘を行わなくても改善が見込めると判断した内容（サービスの質の向上に資するものとして行う技術的な助言を含む）は以下のとおりです。

〈運営に関する基準〉

- ・送迎時間が一律に記録され、実際の送迎時間が記録されていなかった。
- ・虐待の防止のための指針は作成されているが、記載すべき事項の一部が不足していた。
- ・認知症介護に係る基礎的な研修を未受講の従業者がいたり、その他の研修について研修記録に日付や内容の記載漏れがあった。
- ・事業所パンフレット記載の加算取得状況について、一部実態と異なっていた。
- ・外部の者による評価又は運営推進会議による評価の結果を公表していなかった。
- ・事業所内発生の事故について、市への事故報告書が提出されていないことがあった。
- ・各サービス計画の同意欄において、本人署名がなく家族や成年後見人のサインのみのものがあった。
- ・重要事項説明書の利用者負担額や加算の記載に誤りがあった。
- ・秘密保持誓約書を取り交わしていない従業者がいた。
- ・介護報酬改定に伴い変更された料金表について、一部の利用者から同意を得ていなかった。

〈介護給付費の算定及び取扱い〉

- ・ 処遇改善加算を算定する介護の届出を行った事業所は、当該事業所における賃金改善を行う方法等について計画書等を用いて職員に周知するよう努める必要があるが、口頭で周知しているものの、回覧した記録を確認できなかった。
- ・ 看取りに関する指針について、一部の利用者から同意を得ていなかった。
- ・ 個別機能訓練加算に関する計画等の作成は確認されたが、記録が作成されていないことがあった。
- ・ 口腔機能改善管理指導計画に関する記録が保存されていなかった。
- ・ 入浴時間や介助内容が記録されていない個別ケア記録があったり、給付実績上の算定回数と個別ケア記録の入浴実施回数に齟齬があった。

3 監査を行った法人数及び指導内容

1 法人（令和6年度：1法人）

令和7年度においては、1法人に対して監査を実施しました。こちらについては調査中になりますので、来年度以降に改めて報告いたします。

今回は、令和6年度地域密着型サービス運営委員会時に調査中であった監査内容について報告いたします。

▶監査対象サービス 施設系サービス

▶指摘事項

- ・ 身体的拘束の事案発生後に開催した身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会において、当該事案に関して検討した記録がありませんでした。そもそもサービス提供において身体的拘束等の行為を行ってはならないことを前提とした上で、身体的拘束の実施が緊急やむを得ない場合（切迫性・非代替性・一時性の要件を満たすか）に該当するかを組織として慎重に検討し判断の過程を記録に残すこと、実施する場合は様態及び時間、利用者の心身の状況や家族の意見等を詳細に記録することを求めました。

4 まとめ

令和7年度の運営指導及び監査は、昨年度と同様に、厚生労働省から示された指導方針に基づき、サービスごとに確認する項目及び文書を絞り実施しました。概ね、適正に基準を遵守し運営していましたが、運営指導で確認した基準違反については文書や口頭で改善していただくよう指導いたしました。

また、今年度は事業譲渡により運営法人が変更になった事業所があったため、事業譲渡後に運営指導に参りました。事業所の現場では、特に混乱等もなく、概ね適正に基準を遵守し、利用者に対する説明等も丁寧に行いながら運営されていきました。

引き続き、地域密着型サービス事業者を対象とする集団指導などを通して市内の事業所へ関係法令の遵守や事業所運営及びサービス提供を適正に実施するよう周知するとともに、適正な運営と報酬請求を行うよう広く周知してまいります。

以上

市内の指定地域密着型サービス事業所一覧(芦屋市民のみ利用可能)

令和7年11月1日現在

	事業所名	住所	電話番号	小規模多機能型 居宅介護	認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	認知症対応型 通所介護	地域密着型 特定施設	地域密着型 特養	定期巡回・随時対 応型訪問介護看護	地域密着型 通所介護
1	芦屋アラベラの家	朝日ヶ丘町9-1	23-1200	○	—	—	○	○	—	—
2	アクティブライフ芦屋	岩園町11-15	34-6500	—	○	○	—	—	—	—
3	こころあい芦屋	岩園町29-14	26-7285	—	○	○	—	—	—	—
4	ロジケアあしや	大原町4-10	80-7114	—	—	—	—	—	○	—
5	Let's リハ芦屋	松ノ内町3-2-1F	35-6300	—	—	—	—	—	—	○
6	Les 芦屋	川西町14-1	34-1000	—	○	—	—	—	—	—
7	樹楽 西芦屋	津知町7-7	34-9350	—	—	—	—	—	—	○
8	hanare芦屋/metoo芦屋/reach芦屋 (nomane本部)	打出町6-4	35-6855	○	○	—	○	—	—	—
9	フィットネス型デイサービス ノブレス	大東町9-1-1F	61-5200	—	—	—	—	—	—	○
10	リハビリデイサービス スマイル	大東町11-1	20-0172	—	—	—	—	—	—	○
11	デイサービス京 (みやこ)	浜町15-14	80-7739	—	—	—	—	—	—	○
12	樹楽 芦屋	伊勢町4-17	69-7693	—	—	—	—	—	—	○
13	芦屋ケアセンターそよ風	松浜町13-18	25-1732	—	○	—	—	—	—	—
14	ルミエール	高浜町1-7	23-4165	—	—	—	—	—	○	○
15	ゆいライトフィットネスデイサービス	高浜町6-1-1F	34-5222	—	—	—	—	—	—	○
16	地域福祉センター「ハーブあしや」	潮見町31-1	34-9287	—	—	○	—	—	—	—
17	陽光苑	陽光町3-75	31-7161	—	○	—	—	○	—	—
18	シニアライフコート潮芦屋	陽光町4-55	25-2231	○	○	—	○	—	—	—
19	マイホーム芦屋	陽光町8-30	38-8861	—	○	—	—	—	—	—
20	宝塚医療大学附属介護ステーション 芦屋	海洋町12-3	35-1002	—	—	—	—	—	—	○
				合計○	3	8	3	3	2	9